

議案第132号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、道路の管理上の事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求める。

令和2年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 損害賠償額 5,019,550円
- 2 和解の内容 市から相手方に前項の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。
- 3 相手方 埼玉県越谷市新川町2丁目25番地25
有限会社ヒルタ興業
代表取締役 蛭田 裕也
- 4 事故の概要 令和元年10月25日市内岩槻区大字尾ヶ崎350番地2先市道において、貨物車が対向車とすれ違うため道路の端に停車した際、道路が崩壊し、道路脇の河川へ横転し、水没したもの